

平成 2 5 年度 事業報告

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、暴力団対策法の施行後、組事務所から代紋等を撤収するなど、組織実態に関する事実を隠蔽するとともに、その活動形態についても、政治活動や社会運動を標ぼうするなど、不透明化の傾向が一層顕著になっており、建設業、不動産業、金融・証券市場へ進出して、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させ、県民の日常生活や経済活動に大きな脅威と不安を与えている。特に、県内においては、東日本大震災復旧・復興関連事業への暴力団の参入と排除が大きな社会問題となっている。

当暴迫センターにおいては、こうした厳しい情勢の中、広報啓発活動を積極的に推進して暴排意識の高揚を図り、複雑多様化する暴力相談に的確に対応するとともに、不当要求防止責任者講習、暴排講話等を実施して被害の未然防止に努めた。また、暴力団排除活動の中核組織として、地域、職域における各種活動への支援を実施したほか、警察及び関係機関・団体との連携の下、次の事業を推進した。

事業名	実施事項	実施内容
1 知識の普及及び広報啓発事業	(1) 広報誌などの作成活用	<p>ア 広報資料の作成・配布 暴迫センターの事業や県内の暴力団情勢と動向、不当要求行為、被害の実態等を紹介して県民の暴力団排除意識の高揚に資するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関誌「すくらむ」 11,000部 ・暴力追放ポスター 3,000部 ・暴力追放カレンダー 750部 ・全国センター資料 7,140部 <p>等を作成して、幅広く配布した。</p> <p>イ ホームページを活用した広報 ホームページ上に、暴力団情勢、不当要求防止責任者講習会の開催案内、暴排ビデオ・DVDの無料貸し出しなどを掲載し、暴力団員による被害の防止等の各種広報をタイミングよく行い、暴力団からの被害の未然防止等に努めた。</p> <p>ウ 暴迫センターニュースの発行 暴力団排除意識の高揚と暴力団からの被害の防止に寄与するため、賛助会員等に対して、不当要求への対応要領や最新の全国における暴力団対策に関する情報等を記載した暴迫センターニュースを36回発行して、メール、ファックス及び郵送により配信して好評を得るなど、暴力団排除意識の高揚と被害防止に効果を上げた。</p> <p>エ 不当要求対応用ビデオテープ（DVD）の無料貸出（16回）を積極的に実施し、暴力団からの被害防止を図った。</p>
	(2) 県民大会の開催	<p>11月7日（木）、「第24回暴力団根絶福島県民大会」を會津風雅堂において、県内の各地域、職域等から暴力団排除団体関係者及び一般市民等約1,000名の参加を得て開催した。</p> <p>第1部においては、暴力団根絶活動功労7団体及び9個人に対する表彰を実施し、その功労を称えて暴排意識の更なる高揚を図るとともに、「暴力団追放三ない運動」の着実な実践を期した大会宣言を満場一致で採択した。</p> <p>第2部においては、東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員弁護士による「なぜ、暴力団を根絶しなければならないのか」と題する講演会を開催し、社会全体での暴力団排除の必要性の周知を図った。</p>
	(3) 企業対象暴力、行政対象暴力等の排除広報	<p>企業対象暴力、行政対象暴力等への対策のため、各企業や関係機関との連携を強化するとともに、被害防止のための資料等の作成配布、講習を実施して関係者の暴排意識の高揚を図った。</p>

	(4) 暴迫センターの認知度のアップ	県民に当センターの活動が広く認知され、効果的に活用されるため、各種講演会、研修会、不当要求防止責任者講習等において積極的に広報を実施するとともに、県内の新聞2紙に関係記事を掲載して広報の充実を図った。
2 民間の暴力排除組織活動支援事業	(1) 暴力団排除活動に対する支援活動	地域、職域などの暴力団排除団体主催の各種大会等に積極的に参加、出席して挨拶、講演などを実施するとともに、機関誌をはじめとした各種広報資料を配布して暴力団排除意識の高揚を図った。
	(2) 暴排パトロール活動への支援	県内の福島地区、郡山地区、須賀川地区、白河地区、会津若松地区、いわき中央地区、いわき東地区、南相馬地区の8地区に係る暴力団排除重点モデル地区活動に関し、活動促進のための助成金を交付するとともに、広報資料を配布し各種情報交換に努めた。
	(3) 暴排組織活動への支援	県内の暴力団排除組織に対して、効果的な暴力団排除活動の促進化を図るため、広報資料を配布したほか助成金を交付した。
	(4) 祭礼等から暴力団露店商の排除活動	暴力団の資金源となっている暴力団関係者の露店の出店を排除するため、関係団体主催の総会に出席し、暴力団の現状と福島県暴力団排除条例規定の祭礼等からの暴排徹底について、取り組み強化の協力要請等を行った。
	(5) 講演活動	各地域、職域で開催される各種研修会に出席し、各種資料を配布、活用して講演を行い、暴排意識の高揚に努めた。
3 暴力団に関する相談事業	(1) 暴力相談活動	重点指向の一つである暴力相談の受理件数は1,277件で前年比735件増であった。 これらの相談については、暴力追放相談委員による適切な指導、助言を行ったほか、事案によっては、警察への通報、弁護士の紹介など関係機関との連携により事案の迅速な解決を図った。
	(2) 民暴110番協定の効果的活用	県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び警察本部と連携し、民暴110番協定の下、民暴協議会を開催し、意見の交換及び情報の交換を行い、効果的運用による被害防止と被害の早期回復に努めた。
4 少年問題に関する暴力団の排除事業	(1) 広報啓発活動	暴力団の実態、暴力団対応要領及び福島県暴力団排除条例で規定する少年に関する概要を記載したリーフレット(「少年を暴力団から守るために」)を各種会議や研修会で配布、活用して暴排意識の高揚に務めるなど、暴力団が少年に及ぼす影響の排除活動を実施した。
	(2) 関係機関との連携による対策の推進	暴力団が少年に及ぼす影響を排除し、少年を暴力団から守るため、警察本部少年課と連携を密にして少年の暴力団関連相談の迅速、適正な処理に努めたほか、関係者に対する研修、講話を行った。
5 暴力団からの離脱者援助活動	暴力団社会復帰対策協議会活動等の推進	暴力団からの離脱及び社会復帰希望者を支援するため、関係機関との連携を強化し、協議会の活性化と加盟企業の拡大に努めたほか、相談業務等を通じ離脱者・社会復帰者に対する指導、助言を行った。

6 責任者講習	(1) 受講者の拡大	公安委員会から委託を受けた「不当要求防止責任者講習」については、暴力団からの不当要求による被害を防止するための講習であることを、機関誌、ホームページ等により広報したうえ、実施計画に基づき、平成25年5月1日から平成26年2月13日迄の間、6方部（福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市及び南相馬市）の借り上げ各施設の会場において26回（うち1回は臨時講習）実施した結果、1,344名（前年比2名増）が受講した。また、受講者に対するアンケート調査の結果、そのほとんどが講習内容の良さと受講の必要性を回答した。なお、講習においては、「不当要求防止責任者教本（暴力団撃退マニュアル）」、「行政対象暴力の現状と対策」、「企業対象暴力の現状と対策」及び「暴力団の介入を防止するために（暴力団排除条項活用のススメ）」を基本教材として活用したほか、機関誌「すくらむ」を配付した。
	(2) 受講者のニーズに応える講習の実施	講習の実施に当たっては、受講者のニーズに応えるため、具体的な事例を取り入れたほか、一部講習において、福島県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士による講話を実施して講習内容の充実を図った。
7 暴力団からの被害者救済事業	(1) 訴訟費用等の貸付事業	暴力団員から受けた物的被害の修復費用、暴力団関係者との契約解除に要する費用、暴力団組事務所の撤去などの訴訟費用等に関する貸付希望はなかった。
	(2) 見舞金支給事業	暴力団員による不当な行為による傷害事件等の被害者及び物的損害の被害者に対しての見舞金の支給はなかった。
8 少年指導委員に対する研修事業	研修会の開催及び資料提供	警察本部少年課が開催した少年指導委員研修会へ出席し、暴力団加入阻止に関する講演を行い、暴力団の実態、暴力団対応要領及び福島県暴力団排除条例に規定する少年に関する内容の概要を記載したリーフレット（「少年を暴力団から守るために」）及び機関誌「すくらむ」等の関係資料を配付した。
9 暴力団対策の調査研究事業	(1) 調査、資料収集	県民からはもとより、全国暴迫センター、警察本部等関係機関・団体、公刊誌等幅広い分野から暴力団の動向等の資料収集等に努める一方、賛助会員等に必要な情報を提供するなど情報の有効活用を図った。
	(2) 暴力団根絶モニター活動	平成25年度暴力団根絶モニター研修会を開催し、暴力団根絶活動の普及及び啓発活動の活性化を図り、情報交換を行った。
	(3) 関係センター等との連携	全国暴迫センター及び各県暴迫センターとの連携を一層強化して各種の情報交換を行い、業務運営等に反映させた。